

## 第 99 回 理 事 会 議 事 次 第

日本商品先物振興協会

日 時 平成 25 年 7 月 16 日 (火) 午後 0 時 15 分～

場 所 日本商品委託者保護基金 会議室

議 案

第 1 号議案 平成 26 年度税制要望 (案) について

そ の 他

以 上

## 平成 26 年度税制改正要望（案） 概要

### I. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

#### 1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益、上場株式等の譲渡損益等、幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、当該通算後の損失について翌年以降への繰越控除を認めること。

#### 2. 決済差損失の繰越控除期間の延長

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失の繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること。

#### 3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

### II. 国際課税に係る税制措置

非居住者又は外国法人が国内で所有又は賃借する発注サーバを恒久的施設 (Permanent Establishment) と解さないこと。

〔説明〕非居住者又は外国法人自らが日本国内に設置されたサーバ機器等を所有又は賃借して、商品先物取引の売買注文等を行うプログラムを設定し売買を行った場合には、当該サーバ機器等は恒久的施設 (PE) とみなされ、本国と日本の双方で二重に、あるいはより税率が高い日本において課税されるため、外国の個人・法人の取引が日本市場を回避する要因となっている。

このような問題を解決するために、PEに関する税法上の解釈を変更する必要がある。

### III. ヘッジ取引の環境整備に係る税制措置

ヘッジ取引における有効性判定基準について、税法上、会計基準と同様の処理が認められるための措置を講ずること。

〔説明〕企業がヘッジ取引のためにデリバティブ取引を行った場合、当該デリバティブ取引がヘッジ対象における損失額を減少させるために「有効」であると認められるときは、当該デリバティブ取引の損益額をヘッジ対象に合わせて繰り延べることができる。(金融商品会計基準及び法人税法)

しかし、キャッシュフロー・ヘッジにおいて、そのヘッジ手段が有効であるかどうかの判定を行う際の計算方法が金融商品会計基準と法人税法とで異なる（注記）ため、例えば、スワップ取引において、会計基準上は有効性が認められても税法上は認められない事例が生ずる。

このため、税法において、会計基準と同様の処理が認められるようにする必要がある。

（注）金融商品会計基準：デリバティブ取引開始時から期末までの間の、デリバティブ取引とヘッジ対象（現物取引）の双方に実際に生じたキャッシュフローを比較し、80～125%の範囲内にあること。

法人税法：デリバティブ取引の期末の時価評価額と、デリバティブ取引開始時から期末までの間のヘッジ対象（現物取引）のキャッシュフローの差額とを比較し、80～125%の範囲内にあること。

平成 25 年 7 月 16 日

### 総合政策委員会 委員名簿

委員長	岡地 和道	岡地(株) 社長
副委員長	車田 直昭	ドットコモディティ(株) 会長
委員	河島 毅	日産センチュリー証券(株) 取締役
委員	杉谷 誠	ニューエッジ・ジャパン証券(株) 執行役員
委員	多々良 孝之	豊商事(株) 常務取締役
委員	姫野 健一	岡安商事(株) 社長
委員	村上 久広	KOYO証券(株) 副会長
委員	若林 正俊	カネツ商事(株) 社長

計 8 名

### 市場振興委員会 委員名簿

委員長	車田 直昭	ドットコモディティ(株) 会長
副委員長	青山 秀世	日本ユニコム(株) 社長
委員	阿部 信一郎	コムテックス 常務取締役
委員	小崎 隆司	岡藤商事(株) 社長
委員	林 正博	エース交易(株) 執行役員
委員	安成 政文	豊商事(株) 専務取締役
委員	横関 勉	岡地(株) 取締役
委員	依田 年晃	サンワード貿易(株) 社長

計 8 名